

日本弁理士会 貿易円滑化対策委員会 主催ウェビナー
「模倣品の個人輸入に対する規制強化と、Amazon の模倣品対策・ブランド保護への取り組み」
開催のお知らせ

貴社では、模倣品に悩んだことはありませんか？

実際に模倣品被害が生じていなくても、将来の模倣品被害に対して迅速に対応する準備はできていますか？

外国から日本に輸入される貨物には、商標権や意匠権、特許権、著作権といった知的財産権を侵害する多数の模倣品・海賊版が含まれています。これらの模倣品が国内に輸入された場合、国内の流通過程で侵害品を止めるには多大な時間と労力がかかります。また、販売事業者を相手に訴訟を起こすとなると多大なコストがかかります。

ご存じですか？ 我が国には、模倣品や海賊版が輸入される前に、輸入品を税関で差し止めることができる輸入差止申立て制度があります。

このセミナーでは、これまであまり税関の輸入差止申立て制度を利用されたことのない方であっても模倣品被害に迅速に対処できるように、第1部では、令和3年の商標法の改正により個人使用目的の輸入であっても違法となったことの解説を、令和4年10月に施行された関税法の解説と併せて行い、第2部では、東京税関で実際に実務を行っている知的財産調査官を講師に迎えて輸入差止申立て制度の基礎と令和4年改正の個人輸入に関する実務を分かり易くご説明いただき、第3部では、山家洋志様を講師に迎え、Amazon様における模倣品対策の取り組みをご紹介いただきます。

これまであまり輸入差止申立て制度を利用されたことのない方、過去の同種のセミナーを聞き逃した方にお薦めの内容です。

●開催要項

【日時】令和5年1月25日（水）14時00分～15時30分（休憩なし）

【会場】オンライン形式となります。

【定員】1000名（会員・一般）

【費用】無料

【演題・講師】（予定）

＜第1部＞ 「個人輸入規制にかかる令和3年商標法等の改正と令和4年関税法改正について」

・弁理士 福森 智哉／ 貿易円滑化対策委員会 委員長

＜第2部＞ 「税関における模倣品の水際取締りの現状」

・東京税関 知的財産センター馬渕 定 氏

＜第3部＞ 「AmazonにおけるBrand Protection Activity」

・アマゾンジャパン合同会社 渉外本部 公共政策部長 山家 洋志 氏

●受講申込

以下のURLにアクセスのうえ、お申し込みください。

https://www.benrishi-navi.com/f/?id=a8831&type=zeikan_webinar

※ウェビナーに参加するためのURLが申込後に自動返信されます。

【受付期間】

令和5年1月17日（火）23:59

（先着順、定員になり次第締め切り）

＜問い合わせ先＞

日本弁理士会 事務局 業務国際課 貿易円滑化対策委員会担当者宛て

TEL 03-3519-2703 E-Mail gyoumukokusai@jpaa.or.jp

《受講にあたってご注意いただきたい事項》

本ウェビナーのお申し込みは、以下の確認および同意を前提とします。

(受講にあたって)

- ・本ウェビナーの受講者は、申込者本人に限定します。参加するための URL を他者と共有、公開しないでください。
- ・本ウェビナーの受講は、1人1台のデバイス（機器）で参加ください。
- ・本ウェビナーの参加には、受講者の責任において、参加に必要なコンピュータ、利用環境、通信機器、通信回線その他設備を保持し、設定および管理するものとします。
- ・本ウェビナーの録画、録音等は禁止します。
- ・安定したインターネット環境下で受講ください。
- ・本ウェビナーに参加する前に Zoom のテストミーティングにご参加頂き、マイク・スピーカーの確認を推奨します。

<https://zoom.us/test>

(免責事項)

- ・本ウェビナーは、Zoom ウェビナーを利用してインターネットで配信するため、ご利用されるデバイス、インターネットの通信状況等により、参加できない場合があります。その場合、当会は責任を負いません。
- ・本ウェビナーは、講師もしくは当会の都合により中止、延期、または中断する場合があります。

(ウェビナーの内容に関して)

1. 本ウェビナーにかかる映像、画像、テキスト、音声又は関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、著作者に帰属します。
2. 本コンテンツは、本ウェビナー視聴用途のみにてご利用ください。
3. 本コンテンツの複製（ダウンロードのほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は、目的の如何を問わず、お断りさせていただきます。
4. 本コンテンツを、著作者の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、講演者等の肖像権等を侵害する行為でもあります。

(その他)

- ・本ウェビナーを行う WEB サービス（Zoom サービス等）の規約に違反する行為は禁止とします。